

第8回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年9月25日(木)午前9時30分から午前10時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(21名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一(欠)、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第9号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 報告第10号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 6 議 第 28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第 29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第 30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第 31号 農用地利用集積計画に対する決定について

第10 議 第 32号 農地の権利取得後における下限面積基準の見直しについて

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎 顯一

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただき
たいと思います。よろしくお願ひします。

会長 登坂賢治

本日は雨降りです忙しい中の中休みではありますが、身体は休めても心は休めない、安心できない状況であります。米価下落になり、今日の山形新聞に県のプロジェクトチームで試算したところ「はえぬき」の収支が赤字になるという記事が載っていました。概算金がそのような厳しい状況になっているようです。農業委員会としてもこれに対して、様々な対策を講じていきたいと考えております。本日の総会も十分審議をつくしていただきますようお願いいたしまして挨拶いたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第8回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、21名であります。欠席届のあった委員は、2番 井上 要一委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。13番山田 良一委員、14番加藤 敏之委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第9号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第9号、平成26年9月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。8月の申し出件数はありませんでした。支援センター保有分売り渡し件数 1

件、田 9,590 m²です。

利用権の設定。8月再設定件数0件、8月申し出件数 1件 田 49,946 m²。利用権設定合計1件、田 49,946 m²です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第10号 人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

4ページをご覧ください。報告第10号人・農地プラン検討会の結果報告について

(報告第10号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次にただいまの説明について、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第28号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

農地主査前山律雄

5ページをご覧ください。議第28号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は2件です。

(議第28号1番、2番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

無いようですので、本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

日程第7、議第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

6ページをご覧ください。議第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第29号1番から3番について朗読により説明)

なお、以上3件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、21番大沼藤一委員より報告を願います。

21番 大沼 藤一委員

番号1番について、現地確認をしてきました。賃借人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないものと思われま。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番について、10番細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷 則雄委員

番号2番について、9月17日現地確認をしてきました。賃借人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は借り直しのための申請です。周辺の農地への影響はないものと思われま。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号3番について、16番小形耕一委員より報告願います。

16番 小形 耕一委員

番号3番について、9月22日現地確認をしてきました。賃借人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は相続による借り直しのための申請です。周辺の農地への影響はないものと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

8ページをご覧ください。議第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は4件です。

(議第30号1番から4番について朗読により説明)

なお、以上4件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、14番加藤敏之委員より報告を願います。

14番 加藤 敏之委員

番号1番について、9月22日現地確認をしてきました。今回の申請は農業者年金受給にかかわる親子間の使用貸借の設定であります。作付計画もこれまで通りであり、問題ないと判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番について、6番米野則雄委員より報告願います。

6番 米野 則雄委員

番号2番について、9月22日現地確認をしてきました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の設定であります。作付計画もこれまで通りであり、問題ないと判断します。

議長 登坂賢治

次に番号3番について、3番黒澤 一利委員より報告願います。

3番 黒澤 一利委員

番号3番について、9月22日現地確認をしてきました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の設定であります。作付計画もこれまで通りであり、問題ないと判断します。

議長 登坂賢治

次に番号4番について、12番内山 雄次郎委員より報告願います。

12番 内山 雄次郎 委員

番号4番について、9月22日現地確認をしてきました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の設定であります。作付計画もこれまで通りであり、問題ないと判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第9 議第31号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

12ページです。(議第31号本文及び13ページ整理番号6675番から14ページ6676番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上

です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で決定する原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第31号については可決されました。

日程第10 議第32号 農地の権利取得後における下限面積基準の見直しについてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤 紀子

15ページをご覧ください。議第32号 農地の権利取得後における下限面積基準の見直しについて、改正農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、当面は本町全域の下限面積を従来と同じ50アールにしたいので審議を求めます。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、お諮りいたします。本件について、本町全域の下限面積を従来と同じ50アールとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、本町全域の下限面積を50アールとすることに決定いたします。

これをもちまして、第8回川西町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。